



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4553 号 2018.8.19 発行

差別とは何か? 「社会の役に立たない人間は無価値」と信じる人たちへ

自分の「差別的部分」を直視できるか

現代ビジネス 2018年8月18日



原田 隆之 筑波大学教授

開けられたパンドラの箱

死者 19 人、負傷者 27 人という犠牲者を出した神奈川県相模原市の「津久井やまゆり園事件」から 2 年が経過した今年 7 月。植松聖被告の手記などを掲載した書籍『開けられたパンドラの箱』が出版された。

事件が急速に忘れ去られていくなかで、このまま風化させてよいのか、社会は何か変わったのだろうかという問題意識を込めての発刊だった。しかし、その一方で厳しい批判もあった。

たとえば、ある大学教授が出版中止を求めて、2 千人の署名を集めて出版社に抗議したという。

「間違った考えが広まるのではないか」という障害者の家族などによる懸念や、出版によって本人に何らかの社会的評価や実績を与えてしまうのではないかという疑念が、その批判の根底にある。

同様の批判は、これまでも犯罪加害者が手記を発表するたびに繰り返されてきた。たとえば、英国人英会話講師殺人事件の市橋達也や、神戸連続児童殺傷事件の「少年 A」による手記の出版への批判は記憶に新しいところである。

しかし、本書の出版差し止めをめぐる議論は、まさにこの事件の根底にある差別の問題にも通底する実に深刻な問題をはらんでいるようにも思える。

変わらない植松被告の主張

まず、本書を読んで感じたのは、植松被告が一貫してその主張を変えていないどころか、それがますます強固になっていることである。その異様さや突飛さには病的なものも感じさせるが、それについてはまた機会があれば述べることにしたい。

被告の主張のなかで一貫しているのは、「自分が何者であるかもわからず、意思疎通がとれないような障害者は、生きていても社会に迷惑をかけるだけであるので、殺害してもよい」ということである。これは、犯行時からまったくぶれていない。

彼はこのような人々のことを「心失者」という造語で呼び、事件の舞台となったやまゆり園で彼自身が職員として働くなかで、このような「思想」を持つに至ったという。

手記のなかで、彼は具体的なケースとして、「何もできない者、歩きながら排尿・排便を漏す者、穴に指をつっこみ糞で遊ぶ者。奇声をあげて走りまわる者、いきなり暴れ出す者、自分を殴りつけて両目を潰してしまった者」(原文ママ)などと列挙し、「彼らが不幸の元である確信をもつことができました」と主張する。

このような醜悪な主張は、当然ながらまったく許容することはできないが、その一方で、私自身の心のなかにも、一抹の不安がよぎるのを感じないではいられなかった。

自分の心のなかを見つめて

かつて、大学の教え子が知的障害者施設で働き始めたとき、仕事の大変さを切々と聞かされたことがある。

もちろん、彼は親身になって誠心誠意、在所者のために献身しており、偏見や差別とはまったく無縁である。とはいえ、その仕事が大変なことは事実である。

私はその実情を聞いたとき、「果たして自分にそれが務まるだろうか」と自問した。植松被告の手記を読んだとき、私はこのときの自分を思い出したのである。

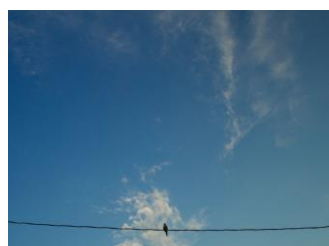
そして、本書に掲載された 2 人のインタビューを読むと、さらに障害者に対する社会のあり方について、きれいごとだけでは済まされない現実に直面させられる。

まず、やまゆり園の家族会代表の尾野剛志氏のインタビューでは、「子どもが津久井やまゆり園にいるのに一度も来ない人がいる」「障害を持った人が亡くなった時に、家族がお墓に入れないという例もある」（原文ママ）という現実が述べられている。

また、自身も重度の障害者である海老沢宏美氏は、事件についてショックを受けたと述べながらも、「でも一方で、事件が起きたことに対しては驚かなかったというのが正直なところなんです。私は、重度障害者として生きてきた中で、ずっと差別をされてきました」と告白する。

さらに、「障害を持った子が生まれてきたとなると、周りから絶対におめでとうと言われたいんです」「生まれた瞬間から障害者って歓迎されていないんですよ」「いないほうがよいと思っている人が実はたくさんいるんですね」と述べる。

〔PHOTO〕 iStock



このような現実を知るにつけ、私もそして社会も、程度の差こそあれ、どこか被告の主張と地続きであるような障害者に対する違和感、戸惑い、さらには差別、偏見などを抱えてはいないかという不安を打ち消すことができない。

誰も表立ってはそんなことを口にはしない。また、多くの人々が、事件を受けて大きなショックや怒りを抱いたのも嘘ではないだろう。

しかし、事件が起きるまで、言葉は悪いが、人里離れた大きな施設に知的障害者が「隔離」されるかのような現状であったことを誰も知らなかったし、障害者の問題は多くの人々にとって「他人事」であったことはたしかである。

事件を受けても「かわいそうだね」「ひどいね」と口にはするけれど、やはり他人事であり、2年が過ぎた今は、それもきれいさっぱり忘れ去られようとしている。

遠いところで起きた事件ではない

そして、この事件と相似形とも言えるような問題が、社会には絶えることなく起こっている。まさに事件が 2 年目を迎えたタイミングで起こった杉田水脈議員による「LGBT は生産性がない」という差別発言は、その代表的な例である。

植松被告は、「心失者」は社会にとって大きな負担であり不幸の源であるから、抹殺してよいと主張する。

一方、杉田議員は、『「LGBT」支援の度が過ぎる』と題した文章のなかで、「彼ら彼女らは子供を作らない、つまり「生産性」がないのです。そこに税金を投入することが果たしていいのかどうか」と主張し、このままでは「社会の秩序が崩壊する」と述べる。



また、少し前には元アナウンサーの長谷川豊氏（現「日本維新の会」支部長）は、「自業自得の透析患者を殺せ」という主張をして、大きな問題となった。

本書にインタビュー記事を寄せている和光大学の最首悟名誉教授は、「まず私が問題にしたいのは、植松青年が人間の条件というものを定めるところです」と述べている。

〔PHOTO〕 iStock

被告は、「心失者」には生きていく資格がないと述べ、「人間の条件」に当てはまらないと主張する。

同様に、杉田議員や長谷川氏も、独善的な「条件」を定めて、「生産性のない者」「税金の無駄遣いである者」を差別する。いずれも社会の役に立たない者を切り捨てる優性思想であり、ヘイトスピーチである。

さらに、やまゆり園事件の際にも、被告を英雄視するようなコメントがネット上には多く寄せられたし、杉田議員を支持する声も本人のツイッターなどにはたくさん寄せられている。

程度の差こそあれ、このような言動はグラデーションをなして連続したものであり、もしかすると、そのどこかに私も、われわれも、つながっているのかもしれない。

このことを自覚しなければ、この事件は「どこか遠いところで起きた自分とは関係のない事件」として風化してしまう。

ここで注意していただきたいのは、私はあたかも「一億総懺悔」のように、責任を広げて薄めてしまおうとしているのではない。

もちろん現実に殺害行為に至った者と、差別発言をした者やそれを支持する者を同列に扱ってはいけない。重大な刑事事件を起こした者の行為は、厳しく罰せられるべきである。

また、一般の人々の軽率な発言より、国会議員の発言のほうがはるかに責任が重い。

しかし、植松被告の主張を聞いて、自らを、そして社会を振り返るということは、凄惨な事件を機に社会がどう変わるべきかという問いへのヒントを与えてくれるかもしれない。

本書を発行した月刊『創』の篠田博之編集長は、以下のように述べている。

「犯罪とは、何かの意味で社会に対する警告と言える。社会が今どんなふうに病んでいるのか、それを示した犯罪に私たちがどう立ち向かい、どんな対応をするのか。それまでの社会システムをどう改めて、悲惨な犯罪が起こらないように予防していくのか。この事件の投げかけた問題に、果たしてこの社会は応えることができるのだろうか」

社会は悪化しているのか

ネット上での事件への賛美やヘイトスピーチの氾濫を見て、最近の「右傾化」を嘆く声は多い。

本書のなかでも、精神科医の香山リカ氏が「今はあからさまに『そんな人たち（注：障害者）は迷惑なのだ、存在してもらっては困る』とはばからずに言うという、そういう雰囲気もある」と述べて、「希望が無い」と悲観している。

たしかに、ネット時代になって、誰でも匿名をいいことに好き勝手なことを主張できるようになり、ネットは醜悪な発言であふれている。

ただ、これは人々がこぞって悪人になったというよりは、誰もが皆、心のなかに密かに抱えている「黒い部分」が発現しているだけなのではないだろうか。

つまり、ネットでヘイトスピーチを平気とする人々の大部分は、名前のある表の社会では、良識ある社会人として「差別はいけない」と「白い部分」を出して日常生活を送っている。

そして、ネットの匿名の世界では、「黒い部分」をこれでもかと露わにする。



【PHOTO】iStock

これは、古谷経衡氏の調査でも明らかになっていることでもある（「ネット右翼」は日本に何万人いるのかを測る、ひとつの試み）。

古谷氏によれば、いわゆる「ネット右翼」と言われる人の平均的人物像は、「年齢 38 歳、大卒、年収 450 万円、主な職業は自営業、自由業、士業、公務員、管理職」、つまり「首都圏に住むアラフォーのホワイトカラー」なのだという。

ネット上でのこのような罵詈雑言の氾濫は、言葉狩りやポリティカル・コレクトネスの動きに代表されるように、世の中が「清く正しく」なっていく一方であることの裏返しなのかもしれない。

差別とどう向き合うべきか

もちろん、ある程度の差別があったほうがよいと言っているわけでは決してない。しかし、現実的に見て、人間は多かれ少なかれ差別的な存在だ。

まずは、その現実を直視しなければならない。「差別はある」というところから議論をスタートさせないと、空虚な理想論に終わってしまう。

差別をあたかもないことのようにして、世界が真っ白であるかのような幻想に浸り、黒い部分を直視することを回避しているのが、現在のわれわれの社会である。

メディアも、事件にセンシティブな問題が絡んでいることを察すると、途端に報道がうやむやになってしまう。

その帰結の1つが、ネットでのヘイトスピーチの氾濫に見られるような「黒い部分」の噴出であり、「やまゆり園事件」のような極端なヘイトクライムだったのかもしれない（もちろん、この犯罪をこうした社会的要因だけで語ることはできない。そこには被告のもつパーソナリティ要因や生物学的要因などを併せて分析する必要がある）。

その意味で、本書の発刊には大きな意義がある。植松被告一人を死刑にしても、その言論を封じて、世の中から差別や醜いヘイトはなくなるらない。

「社会全体の問題」として、犯罪と直面し、その声を聴き、分析することによって、極端な憎悪やヘイトクライムを防止するすべを考えていかなければならない。



その主張が本になったくらいで、影響を受けて同様の考えを持ったり、犯罪をしたりする人々が増えるならば、人間なんて所詮そのようなものなのだ。

[PHOTO] iStock

しかし、私はそうとは思わない。

醜悪な主張をなかつたかのようにして社会のどこかに埋めるのではなく、まずはそれと向き合っ、「社会全体の問題」「自分自身の問題」としてとらえ、理性と共感性をもって、

それを克服しようとする人間の力を信じたい。

人間はそもそも差別的ではあっても、それを自らの力で克服しようとするところに、その偉大さがある。

そして、その端緒となることは、まず自分のなかの差別的な部分と向き合うことだ。そして、それと同じくらい大切なことは、自分のなかの「マイノリティ的な部分」「弱み」と向き合うことだ。

そもそも、人間は誰しもどこかに「マイノリティ的」な部分を持っている。障害と認定されるほどではなくても、心身の故障があったり、そうでなくてもどこかに「弱み」を抱えている。また、年齢を重ねるに従って、誰しも心身の「弱み」は増えてくる。

差別的な人は、自らのなかにある「マイノリティ的」な部分を恐れ、声高に「自分はマジョリティの側にいる」と叫んで、マイノリティを殊更に差別することで、自分が差別される側になる恐怖を紛らわそうとしているのだ。

杉田議員にしても、本人は殊更に「普通であること」の大事さを説き、自分は「普通の側」にいることを強調している。しかし、あのような人間性を欠いた発言を堂々とできるメンタリティはとて「普通」ではない。多くの批判を浴びるなかで、彼女にはそのことに気づいてほしい。

多様性を認めるということは、弱い誰かを受け入れてあげましょう、守ってあげましょうということだけではなく、自らの「普通でない部分」に向き合い、それを認め、受け入れることから始める必要がある。

やまゆり園事件を受けて、「ひどいね」「差別はよくないね」などと言うことはだれでもできる。それはあくまで「他人事」としてのとらえ方だ。

本書はたしかに「パンドラの箱」を開けた。その箱のなかを覗いたとき、そこに自分の顔はなかつただろうか。

雇用の水増し「共生の目標 踏みにじる」 積極雇用企業の障害者会長



東京新聞 2018年8月18日

障害者雇用の水増し問題は、中央省庁が形だけの数値目標達成にこだわり、障害者雇用促進法が障害者の社会参加を促すために制定された経緯を軽視していた実態を浮き彫りにした。障害者雇用を進める企業や障害者団体からは、制度運用の見直しを求める声上がる。自身も障害者で、障害者を積極的に雇用する福祉機器販売のアビリティーズ・ケアネット（東京）の伊東弘泰会長（76）＝写真、内山田正夫撮影＝に聞いた。（城島建治、妹尾聡太）

－水増しは長年、行われていた可能性がある。

「信じられない。あってはならないことだ。法律が制定された当時、障害者は差別され、就職できない時代だった。法律は障害者の働く権利を守るためにつくられた。社会参加を促し、障害者と健常者が共に生きる共生社会を実現するのが目標ともいえるが、中央省庁はそれを踏みにじった」

－再発防止に向けて何ができる。

「厚労省は最低限、他省庁からの報告が事実かチェックする必要がある。障害者は健常者に比べて、就職するのが圧倒的に難しい環境にある。雇用率を水増しして、障害者を意図的に雇わない行為は、働く権利を奪うこと。憲法で保障された基本的人権の侵害だ」

－民間雇用の実態は。

「会社では雇わずに、特例子会社を設立して、障害者を雇用する企業が散見される。数値目標を達成するために、障害者ばかり集めるケースもある。これでは共生社会ではなく、分断社会だ。政府は民間企業の実態をきちんと把握し、指導する必要がある」

－アビリティーズは多くの障害者を雇用している。

「例えば、頸椎（けいつい）を損傷し、十分に指先を動かさない人でも、コンピューターを使って図面の作成をしている。知的障害の人はデイサービスで働いている。精神障害の人は福祉器具の修理や洗浄をしている。その人に合った職場環境と仕事を用意すれば、能力を発揮できる。一人一人が働きやすいように、そして生活しやすいように配慮することが共生社会への近道だ。二〇一六年に施行された障害者差別解消法もこうした合理的配慮を義務付けている」

＜いとう・ひろやす＞ 1歳でポリオ（小児まひ）にかかり右脚が不自由に。高校卒業時は障害を理由に100社以上から就職を断られた。その後は働きながら大学に通い、1966年に福祉機器の開発や販売などを手掛ける「アビリティーズ・ケアネット」を設立。会長兼社長を務める。正社員は約800人。障害者雇用率は6.87%で、民間企業の法定雇用率（2.2%）を上回る。障害者手帳を自らの意思で持たない精神障害者も積極的に採用している。

社説 [障がい者雇用水増し] 前代未聞の背信行為だ 沖縄タイムス 2018年8月18日

国土交通省や総務省など多くの中央省庁が、法律で義務付けられた障がい者の雇用率を水増ししていたことが分かった。「調査中」の省庁を除き、農林水産省が事実関係を新たに認めている。

信じられないのは、障がい者の雇用が義務化された1976年から42年の長きにわたって続いてきたことだ。

障がい者への差別をなくし、障がい者雇用を促進する立場にある中央省庁の重大な裏切りであり、恥ずべき不正行為である。

障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用率制度」では、企業や公的機関に一定割合以上

の障がい者を雇うよう義務付けている。

原則として手帳や判定書を所持する人が対象だが、今回の水増しは手帳などが交付されない比較的障がいの程度が軽い職員らを合算する手法で雇用率を上げていた。

民間企業に対しては法定雇用率が達成できなければペナルティーとして納付金が課され、企業名が公表されたりする。民間には厳しい法令順守を求めながら自らは偽装までしていた。言語道断である。

法定雇用率は段階的に引き上げられ、現在、国・自治体が2・5%、民間企業が2・2%。21年3月末までにはそれぞれ2・6%、2・3%にアップされる方針だ。

国や自治体が民間に比べ高いのは、率先して範を垂れる意味が込められている。

昨年6月時点で、国の33行政機関の平均雇用率は2・49%だった。32機関で当時の目標の2・3%をクリアしていたことになっていた。しかし、ウソの報告が発覚し、実際の雇用率は1%未満になる省庁が多いとみられる。まさに偽装したのである。

なぜ不正行為であると分かっているながら水増しが長年にわたって、しかも省庁横断的に行われてきたのか。各省庁で長年引き継がれた手法なのか。多くの省庁に広がったのはなぜか。

障がい者の雇用率を巡っては2014年、厚労省所管の独立行政法人が雇用率を水増しして虚偽報告をした。厚労省が告発し、法人と元幹部3人が罰金の略式命令を受けた。だが厚労省はこの際、中央省庁に対する調査をしなかった。おざなりな対応のために水増しの常態化が続いたといわれても仕方がない。

厚労省は自らも例外とせず、全省庁の実態調査を徹底しなければならない。

先の多くの疑問に対し、厚労省は調査の結果を速やかに公表してもらいたい。野党が求めている国会の閉会中審査にも応じ、全容解明に乗り出すべきだ。

障害者雇用促進法は雇用に当たって障がい者であることを理由にした差別的取り扱いを禁じている。安倍政権が旗を振る「1億総活躍プラン」には「共生社会の実現」が盛り込まれている。

障がい者の雇用率の引き上げはこの理念の実現に不可欠だ。障がいのある人もない人も共に生きる「共生」の考えはこれからの社会が目指すべき方向である。

中央省庁のウソの報告はそれに水を差した。

【社説】障害者雇用水増し なぜ不正がまかり通った 徳島新聞 2018年8月18日

民間企業の手本となるべき中央省庁の裏切り行為に憤りを禁じ得ない。

国土交通省や総務省などが、義務付けられた障害者の雇用割合を40年以上、大幅に水増しし、法定雇用率を上回っているように装っていたことが分かった。

国による障害者の雇用実態は、実際に公表している人数の半分以下の可能性があるというから驚くばかりである。なぜこうした不正がまかり通ってきたのか。政府は早急に詳しい実態を明らかにしなければならない。

障害者雇用率制度は障害者への差別を禁じ、就労機会を広げるのが目的だ。

法定雇用率について、国や自治体は模範となるため、民間より高い2・5%（3月末までは2・3%）に設定されている。

昨年は国の33行政機関で6900人の障害者を雇用し、平均雇用率は2・49%としていた。省庁別でも当時の目標2・3%を達成したことになっていたが、実際は1%に満たない省庁が多いという。

水増しは、1976年に身体障害者の雇用が義務化された当初から、10近い主要省庁で恒常的に行われていた。障害者手帳を持たない対象外の職員を合算するなどしていたとみられる。各省庁は毎年、厚労省に障害者雇用者数を報告していたが、中身の真偽まで確認する仕組みはなかった。報告した職員は、厚労省から指摘がなかったため漫然と報告を続けていたと明かしている。

これではチェック機能が働かなかったのは当たり前である。誰がどのような判断で水増しを続けてきたのか、責任の所在を明確にしなければ再発防止は図れまい。

民間企業では昨年、全国で49万6千人の障害者が雇用され、雇用率は1・97%といずれも過去最高を更新した。大企業の中には、子会社の障害者雇用数を親会社に合算するなどの方法で法定雇用率をクリアする例もある。

省庁は、勤務の拘束時間が長く、国会対応など突発的な仕事も多い。こうした事情から障害者の採用が進まなかったとみられる。

だからといって、それは言い訳として通らない。障害者が働きやすい環境をつくることが先決ではなかったか。国は誰もが生き生きと働ける1億総活躍社会の実現を掲げている。障害者の雇用促進も率先して進め、企業を監督する立場である。障害者団体からは「言語道断だ」と怒りの声が出ている。

今回の事態が民間の障害者採用にブレーキをかけないか懸念される。国は猛省し、障害者雇用の理念を改めて徹底しなければならない。

省庁では森友学園を巡る文書改ざん、文部科学省の汚職事件など耳を疑うような不祥事が続いている。法令やモラルに対する官僚の意識はどうなっているのか。信頼回復へ、しっかりとした処方箋を示してもらいたい。

社説：障害者雇用水増し 国民への裏切り行為だ 秋田魁新報 2018年8月18日

国土交通省や総務省などの中央省庁が雇用する障害者の数を長年にわたり水増ししていたことが明らかになった。障害者手帳を持たない対象外の職員を算入する手法で、義務付けられた障害者雇用率を達成したように見せかけていた。10近い省庁で常態化していたとみられる。範を示すべき省庁が不当な水増しをするなどあってはならないことであり、わが国の障害福祉行政の根幹を揺るがす不正だ。

防衛省のイラク派遣部隊の日報隠蔽（いんぺい）や、森友学園を巡る財務省の文書改ざん問題などの不祥事に続き、文部科学省幹部による汚職が問題化したばかり。そして今回の雇用障害者数の水増し問題である。霞が関全体が機能不全に陥っていると言わざるを得ない。

障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用率制度」では、行政機関や企業に一定割合以上の障害者を雇うよう義務付けている。身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つ人や児童相談所などで知的障害者と判定された人が対象となる。

国に義務付けられた法定雇用率は2・5%（3月末まで2・3%）。昨年（6月1日時点）は国の33行政機関で計約6900人の障害者を雇用し、平均雇用率は目標の2・3%を上回る2・49%だったと公表されていた。しかし、実際の雇用率は1%未満にとどまる省庁が多いとみられる。こうした水増しが身体障害者の雇用が義務化された1976年当初から40年以上も行われていたというからあきれる。国民をだまし続けていたことになり、許されない背任行為である。

所管する厚労省はなぜ水増し行為を見逃してしまったのか。チェック機能自体が存在していないことが背景にあるとみられる。ただ、同省所管の独立行政法人で同様の雇用障害者数の水増し問題が2014年に発覚しており、それを機にチェック体制を見直すことができたはずだ。厚労省の責任も大きい。

雇用率制度の下、企業では障害者の雇用拡大が進んでおり、昨年は障害者約49万6千人、雇用率1・97%と共に過去最高を更新した。こうした動きに悪影響を与えることも危惧される。

厚労省は、企業が法定雇用率を達成できなければ、代わりに納付金などを徴収しており、雇用に消極的な企業名の公開も行ってきた。現在は、納付金の対象企業を「労働者100人超」から「50人以上」とする案を検討するなど雇用策強化を図ろうとしていた。

だが、旗振り役の国の不正水増しは企業にとって裏切り行為そのものだ。障害者の雇用

拡大は企業の理解と協力が不可欠なだけに、厚労省は徹底的に調査し、全容を明らかにしなければならない。責任の所在の明確化や関係者の処分など国民に納得のいく対応が求められる。不正を長年放置していた政府の責任も問われる。

社説：障害者雇用率水増し 旗振り役の国がこれか 中国新聞 2018年8月18日

旗振り役の国がこれでは示しがつくまい。複数の中央省庁が、障害者雇用促進法で定められている障害者の法定雇用率を、40年以上にわたって水増ししていた。民間企業に積極的な障害者雇用を求め、監督指導する立場である。極めて悪質で、国民への裏切り行為といえる。

国土交通省は大筋で水増しを認めている。10に近い主要省庁で不適切な障害者数の算定が行われていた疑いがあるとして、厚生労働省は調査を本格化させた。徹底的に調べて実態を明らかにしなければならない。

水増しは、障害者手帳を持たない職員まで算入する手法で行われていたようだ。障害者雇用促進法は、就労機会を広げるため、企業などに一定割合以上雇うよう、目標となる雇用率を示して達成義務を課している。

行政機関は2・5%、企業は2・2%と定めている。対象は、原則として身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つ人、児童相談所などで知的障害者と判定された人である。

昨年6月1日時点で国の33行政機関が計約6900人の障害者を雇用し、平均雇用率は2・49%と公にしてきた。だが算定し直すと実際の雇用率は1%に満たない省庁も多いという。

国は法定雇用率を達成できない民間企業に対しては、納付金を支払わせ、場合によっては企業名を公表することもあるという。企業には厳しい態度を取りながら、自らは水増ししていたとはあきれてしまう。批判を浴びて当然だろう。

早速野党から「身内に甘い典型例」などと批判が相次ぎ、衆参両院の予算委員会で閉会中審査を開くよう求める声が上がった。与党の公明党幹部も「事実なら行政の信頼を揺るがす」とし、徹底調査を求める考えを示している。上層部の関与や組織ぐるみの偽装はないか。水増し手法の共有はないか。国会でも責任を追及する必要があるだろう。

驚くのは、こうした操作が1976年に身体障害者の雇用が義務化された当初から、恒常的に行われてきたことだ。中央省庁職員の拘束時間の長さや、国会対応で突発的な仕事などが多い特性を、障害者雇用が進まない理由に挙げる意見もある。だがそれは雇用率水増しの言い訳にはならない。

雇用が進まないのは、省庁が旧来の長時間労働など均一化した働き方を変えられていないことの証しではないか。障害者雇用が進まない現状を認めて、なぜなのかを検証することこそ、中央省庁の責務であるはずだ。政府が掲げる「働き方改革」「1億総活躍」の先頭に立って、多様な働き方を実践してみせるべきである。

問題は「政府内には不正はない」との前提で、チェック機能を設けていないことだ。4年前に独立行政法人で同様の水増しが発覚したが、当時厚労省は関連調査を独立行政法人に限定し、中央省庁は調査対象から外していたことも分かった。

今回の水増しは、官民の公平性を欠くだけではない。ただでさえ昨今は森友学園を巡る財務省の公文書改ざんや、陸上自衛隊のイラク派遣部隊の日報隠蔽（いんぺい）、働き方改革を巡る厚労省の不適切なデータ処理などが相次ぎ、信頼は失墜している。政権としても事の重大さを認識し、襟を正さねばならない。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

